

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和2年4月30日（木曜日）
午後1時48分開会、午後3時41分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
商工労働観光部
戸館商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住促進・雇用労働室労働課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
商工労働観光部関係審査
議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
第1条第2項第1表中
歳出 第5款 労働費
第7款 商工費
第2条第2表中
1追加
- 9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**平井副部長兼商工企画室長** 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は5款労働費2億1,668万4,000円の増額、次の4ページに参りまして、7款商工費の456億2,485万4,000円の増額の合わせて458億4,153万8,000円の増額補正であり、いずれも新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

予算に関する説明書の20ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助は、中小企業者における雇用の維持を支援するため、市町村が行う雇用調整助成金への上乗せ補助に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次に24ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の岩手産業文化センター管理運営費は、同センターに赤外線サーモグラフィカメラと非接触型体温計を配備しようとするものであります。

2目中小企業振興費の新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金は、中小企業者の経営を支援するため3年間無利子の特別資金の融資に係る貸付原資の一部を金融機関に預託しようとするものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費、さらにその次の新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給事業費は、同資金を借り入れた者の負担を軽減するため、融資に係る利子及び保証料を補給しようとするものであります。

次の地域企業経営継続支援事業費補助は、中小企業者の経営を支援するため、家賃支援や販売促進活動に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次の感染拡大防止協力金支給事業費は、休業の協力の要請に応じた中小企業者に対し、協力金を支給しようとするものであります。次の買うなら岩手のもの運動展開事業費は、県民の県産品の消費を促進する、買って食べて地域を元気に応援キャンペーンを展開しようとするものであります。一番下の県産布製マスク供給事業費は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内の縫製事業者に布製マスクの製造配布を委託しようとするものであります。

25 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の観光宿泊施設緊急対策事業費は宿泊事業者を支援するため、宿泊事業者が行う前売り宿泊券の発行に要する経費に対する補助や、市町村が行う地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊料の助成に要する経費に対する補助を行おうとするものであります。なお、地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊料の助成に要する経費に対する補助につきましては直ちに実施するものではなく、新型コロナウイルス感染症の感染等の状況を見ながら、市町村とよく相談の上、実施する予定であります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきます。議案（その1）の5 ページをお開き願います。第2 表債務負担行為補正、1 追加は3 件ございますが、いずれも新型コロナウイルス感染症対応資金に関するものであり、1 は損失補償、2 は利子補給、3 は保証料補給について、それぞれ期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 新型コロナウイルス感染症対策にかかわるさまざまな取り組みに対しまして敬意を表したいと思えます。皆様方のそれぞれの取り組みに対します県内の事業者、あるいは雇用されている従業員の皆さんが大きな期待しておりますので、ぜひ期待に応えていただくようお願いしたいと思ってお話しさせていただきます。

中小企業振興費の国の補正予算対応で、新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金についてお尋ねします。

まず、中小企業者の経営支援とうたっておりますが、県内の事業所はどれぐらいが対象になるのか。それから、中小企業と言われない、零細企業を含めた事業所はどれぐらいあるのか、そこが対象になるのかもあわせて伺います。

○**関口経営支援課総括課長** まず、中小企業者の中には、小規模零細事業者の方々も含まれております。個人事業主の方々もこの資金の対象となります。

次に、どのくらいの方々がこの資金の貸し付け利用を見込んでいるかについてですが、今回約 4,000 社が利用申し込みをすることと想定し、今回の融資枠 800 億円を設定したところであります。

○**高橋はじめ委員** 個人事業者を含めて中小企業から零細企業まで対象ということで、大変ありがたいと思えます。

私は、この間岩手県旅行業協会に行きましたけれども、観光というとホテル、旅館業、タクシーやバス会社しか出てこないのです。しかし、旅行代理店を営む旅行者も非常に厳しい状況に置かれておまして、特に自社バスを5 台、10 台と持っているところはバスの購入費用や従業員の給料など、さまざまな支払いで立ち行かないところが相当出てくるのではないかと感じております。これが1 カ月で済めばいいのですが、それが2 カ月、3

カ月と長期になると、とても厳しいという切実な声を伺ってまいりました。

そういう中で、今回の予算規模としては貸し付け限度の上限が 3,000 万円ということで非常によいと思っておりましたが、お借りするのに何らかの制約はないのかと心配されるのが一つあります。

それから、東日本大震災津波のときもそうでしたけれども、既にいろいろな支払いを抱えているために、二重ローンになるということです。このことも非常に危惧されます。今臨時会で無利子貸付金の補正予算案が提出されているという説明がありましたが、無利子であろうが、結局は返さなければいけません。これは相当負担になるということで、例えば上限 3,000 万円の中で、これまでの借入分を借りかえすることができれば一番いいのではないかという思いがあるのですけれども、その辺は可能なのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 貸付金の要件についてお話をしたいと思います。中小企業者であり、売上が前年同月比で 5%減少している方で、今後 2 カ月見込まれる方となります。加えて、県の制度融資については岩手県信用保証協会の保証付が条件になっております。信用保証制度はさまざまございますが、売り上げ減少等に対応している保証制度は三つあります。これらは保証承諾が必要になります。二重ローンの借りかえについてですが、この貸付金は、既往資金の借りかえにも対応できるものでございます。

事業者がこれまで借りた資金を借りかえをしていただくと、3 年間無利子、全期間保証料補給となりますので、利息や保証料の負担軽減を図っていきたくと考えております。

○**高橋はじめ委員** 今の回答で非常にほっとしました。あと要件で、それぞれ満たせるところがほとんどだと思いますけれども、商工会議所や商工会から緩和の意見などは出ていないのか、いかがでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 商工会、商工会議所とは、新型コロナウイルス感染症に係る経済金融連絡会議等を通じて意見交換などを行っているところであります。この貸付金の要件については、具体的な要件緩和などの意見はありませんでした。この貸付金の要件は、国もいろいろ考えていただいております、従来売り上げの減少が 10%から 15%ということなのですが、日本政策金融公庫の特別資金の貸し付けと合わせて、マイナス 5%まで緩和をいただいているものでありますので、かなりの方々に御利用いただけるものと考えています。

先ほどの借りかえについては一つだけ条件がございまして、岩手県信用保証協会の保証付の既往の貸付金を借りかえすることは可能であります。ただし、信用保証協会を使わないで金融機関がプロパーで貸している資金の借りかえは対象外になります。

○**高橋はじめ委員** プロパー融資を利用されている方は多い気がするのですがけれども、どのくらい借りかえから漏れそうなののでしょうか。数値はつかんでおられるのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 申しわけございませんが、手元にそのようなデータは持ち合わせておりません。金融機関もかなりの割合で信用保証協会付の資金貸し付けが多いと思っております。プロパー融資については、金融機関では条件変更をする、つまり返済額を軽減することや期限を延ばすなどの対応をできる限り図っていくと聞いております。

○高橋はじめ委員 いずれ無利子や据置期間が5年ということについては、事業主にとりましてはわらをもつかむ思いで、相当な期待をしていると私は思っております。また借りかえについても、二重ローンにならないように借りかえをしていただきたいと思います。売り上げがほとんどゼロというところはたくさん出てきますので、治療薬がしっかりと確立すれば社会も動き出すと思いますが、この二、三カ月を耐えるような経営支援を、ぜひきめ細かく情報収集しながら取り組んでいただければと思いますので、よろしく願います。

○川村伸浩委員 感染拡大防止協力金支援支給事業費についてお伺いいたします。

まず、どのくらいの対象者数なのか、それから対象となる業種はどうなっているのか、お伺いします。

○関口経営支援課総括課長 今回の休業の協力要請の対象となる施設については、県内全域で約 1,000 件と考えております。その主な対象施設ですが、接待飲食等営業店は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく接待飲食等営業1号許可店舗となります。加えて、運動施設、遊技場、映画館等、集会・展示施設、商業施設の中でも大型ショッピングモール、店舗面積3万平米以上と、大型百貨店に休業の協力要請を行っているところであります。

○川村伸浩委員 1,000件ということはわかりましたし、感染拡大を防止するための営業を休止ということで、対象になっている各事業者に要請書を出しているとお伺いしております。知事は協力要請の記者会見をしましたが、県民の皆さんの中には感染を防止するために、自主的に休んでいる方や、協力要請の対象になるとして休んでいる事業者の方もいると思います。私がある方から話をされたのは、室内でスポーツライミングをやっている方が休業をしたというのです。そうしたら、スポーツジムは対象になるけれども、スポーツライミング施設は対象にならないと言われたというのです。ところが、スポーツライミング施設は室内でありますし、体も動かしますし、かなり広範囲から人が集まってスポーツを楽しむといったことで、県民の皆さんにその趣旨等、こういった方が対象になるといった部分が伝わっていないのです。なおかつもう既に休んでいる方がいる。これから新たにそういった施設も対象にしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 基本的には、今回の協力金については、県の休業協力要請に応じた対象施設について支給するものであります。したがって、休業要請の対象施設に該当しないところについては、協力金を支払うことは考えておりません。

ただ、委員からお話がありました運動施設についてですが、県としても全てを対象施設として把握するのは難しい業種であります。県では、事業者がつくっているホームページ等でできる限り情報を拾っておりますが、中には拾い切れなくて、連絡がかなわなかったところがあると聞いております。こちらについては、保健福祉部が休業要請の対象施設の検討をしておりますので、相談しながら、スポーツライミング施設が対象となるか検討していきたいと思っております。

○川村伸浩委員 より丁寧な対応をお願いしたいと思います。

観光宿泊施設緊急対策事業費であります。事業者が行う前売り宿泊券の発行、あるいは市町村が行う宿泊施設利用の助成ということですが、宿泊の前売りの規模はどういった状況になるのか。補助ではなくて、いわゆる発行に対する経費ということなのかを確認したいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 提案しております前売り券の助成でございますが、こちらの対象設置数は、130施設を予定しております。この130施設というのは、今休止しております。泊まるなら岩手の宿運動で、御協力いただいている施設数となります。1カ所10万円ということで、宿泊事業者に対する補助を考えています。補助の内容でございますけれども、前売宿泊券の印刷経費やPR経費について補助しようとするものでございます。

○川村伸浩委員 こういった部分は積極的にやるべきだと思います。新型コロナウイルス感染症の早い終息を願うばかりでありますけれども、経済効果というか、宿泊施設での対象者見込みは想定はされているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 前売り券による効果でございますけれども、現在緊急事態宣言が出されていますが、今回のこの事業の背景、考え方としては、現在宿泊施設はお客様が入らない、入れない状況なので、できるだけ早く運転資金の確保を応援したいというものであります。前売り券は、販売してもすぐに泊まれるということではなくて、ある程度落ち着いた時点で、半年後、1年後に宿を使っただき、その宿を応援したいというもとの、なおかつ宿泊施設の資金を幾らかでも早く回収できるようにと考えているものでございます。全体の効果額までははじいておりませんが、非常に大きな影響があると考えておりますので、早急な資金確保対策ということで、御提案したところでございます。

○川村伸浩委員 最後にしますが、この事業の後段に市町村が行う地元の宿泊施設を利用する宿泊料に対しても助成していく経費補助を行うことになっていきます。この補助の中身と割合について伺います。今回は市町村が主体となった事業に対して県が補助するという格好ですが、今後は市町村に任せるのではなくて、県がやっていくべきだと思っておりますけれども、その辺の考え方についても伺って終わります。

○高橋観光・プロモーション室長 市町村に対する補助でございますが、市町村に所在する宿泊施設、例えば盛岡市であれば盛岡市の方が盛岡市内の宿泊施設を利用する場合、1泊以上した際の宿泊料金を市町村が補助した場合に、その経費の一部を県が補助するということとなります。金額的には市町村が補助した額の2分の1以内ということで、上限1人当たり1,000円と考えております。2,000円以上の補助をいたしますと県で1,000円の補助をするという内容でございます。

規模についてですが、制度は先ほど副部長からお話ししましたとおり、地元で地元の宿を使うということにつきまして、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら市町村ともよく相談しながら実施することが必要だと考えております。市町村等の補助というのは地

域内、市町村単位で地元の地域経済を回したいということが考え方としてありますので、市町村が取り組むものに対して県が支援していく内容でございます。想定しておりますのは、地元住人が地元の宿を使うということでありまして、観光統計等から例年6月から9月で地元を利用される人数をはじき出しまして、おおむね支援額として2億円余とはじいたものでございます。

○高橋但馬委員 休業協力の要請を行う運動施設と球技場で、ヨガスタジオが含まれているのですけれども、ダンススタジオはどのような解釈になっていますか。

○関口経営支援課総括課長 休業の協力要請をした施設で御連絡を差し上げているのは、経済センサスによるヨガスタジオに文書を郵送しております。ダンススタジオがヨガスタジオに含まれるかということ、含まれていないと思っております。連絡をしている対象にはなっていないということです。

○高橋但馬委員 ダンススタジオとヨガスタジオの差は何でしょうか。

○関口経営支援課総括課長 恐れ入ります、私はダンスもヨガもしていないものですから、正確にお答えできるかわかりませんが、基本的にはヨガは、密着になりやすいと思っております。ダンスにはいろいろな形態があると思います。動きの激しいダンスあるいはそうじゃないダンス、いろいろあると思いますが、連絡をしている場所とすればヨガスタジオに限定しております。

○高橋但馬委員 現場の状況をしっかり把握していないのではないのでしょうか。私の娘もダンスを習っているのですけれども、スタジオの中でかなり密集した形で激しいダンスをやっています。そのような状況でこの対象にならないというのは、非常にまずいのではないかと思うのですけれども、しっかりとその辺の現状を把握して、再度保健福祉部に対象とするように商工労働観光部から上げていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 今委員から御指摘のあった内容については、保健福祉部と一緒に検討していきたいと思っております。

○高橋但馬委員 ぜひよろしく願いいたします。

北海道では、映画館等にライブハウスが含まれているのですけれども、ライブハウスに関連するイベントの企画運営や機材のレンタル、照明や音響の方々も含めた形で支援金を25万円、一律給付があるのですけれども、休業協力要請に関して、この関連業種もぜひ含めた形でやっていただくと非常にありがたいと思っております。その辺もぜひ保健福祉部に確認をいただければと思います。

あと問い合わせをしていたのですけれども、まだまとまっていないということでお答えをいただいてなかったのですが、支援策として家賃補助があります。4月に建物ができ上がって、5月からオープンを予定している店舗はそこから家賃が発生してしまうのです。売り上げが50%以上減少するということがわからないのですが、家賃が生じるのは確実なので、その辺はどうでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 創業者の方々についての支援であります。こういうケースは十分に対応できると思います。例えば創業した方で、まだ1年たっていない事業者については、前年同月比という要件としておりますので、前年同月比を出すことは難しいわけです。したがって、例えば直近何カ月間かの売り上げを比較して、前の月が50%以上落ちていることを対象とすることは可能だと思っております。ただ、まだ開業していない方々に対しての支援がなり得るのかについては、市町村との調整が必要であったり、考え方の整理が必要だと思っておりますので、今の時点ではお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

○**高橋但馬委員** ぜひ市町村と協議をしていただきたいと思います。

賃貸料でありますけれども、土地の賃貸料は含まれますか。

○**関口経営支援課総括課長** 今回の家賃補助については、固定の賃料ということで制度設計を考えております。土地については、店舗と土地と切り分けてできない部分もあると思います。それぞれの賃借の形態の中で、固定の定額賃料として支払いしているものであれば対象とすることは可能だと思っております。

○**高橋但馬委員** 観光宿泊施設緊急対策事業費についてですけれども、全国で倒産をしている旅館宿泊業者が100件を超えている状況に加えて、いい機会だから畳んだという処理も含めると200件近くが倒産している現状であります。先ほどの答弁でもありましたけれども、先に宿泊チケットを買ってもらって、6カ月後なのか1年後に泊まってもらうということなのですが、県として独自に宿泊施設に対するヒアリングを行ってほしいのです。現状とこれからの資金繰りも含めた見直しをやっていただかないと、実際に前売り券を使うときには潰れている可能性があるということなのです。その辺はどのように考えていますか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きいのは観光宿泊施設でございまして、全国的にも倒産件数は宿泊施設が断トツに多いということは認識しております。私どもでも、今回いろいろと対策を考える中で、現場にも足を運んで非常に切実な現状を知り得たところでございます。そういった中で、今回できることについて、資金面やいろいろな部分で御提案申し上げておりますが、それにまさる大きな影響でございまして、県単独という規模ではございません。質疑の際にも部長から御答弁申し上げましたけれども、国に対しても強く要望を出しながら、この業界を何とか維持していくということが大事だと思っておりますので、我々も現場の意見を注力しながら把握してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 私からは雇用調整助成金についてお聞きいたします。

今回のこの雇用調整助成金は非常に助かると思われている方が多くいますし、できれば早く対応したいという声を聞いているのですけれども、この雇用調整助成金に係る県予算の算出根拠はどのようなものなのでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 積算根拠についてでありますけれども、県内の事業所数や従業員数

対しまして、東日本大震災津波の翌年度の全国の雇用調整助成金の利用率を掛けて利用者数を想定したものであります。年間の利用者は全国で大体8%でございますので、今回は4月から6月ということで4分の1の2%を見込んで、7,200人の利用として、それに対しまして休業日数と補助単価を掛けまして2億1,668万4,000円という予算を積算したものでございます。

○**軽石義則委員** 東日本大震災津波の状況を考慮して対応したということですが、あの際は東日本に限定された状況でした。今回の新型コロナウイルス感染症の場合は全国、全世界なのですから、状況があの際よりも非常に厳しい状況ではないかと思うのですが、その分は加味されているのでしょうか。

○**田中雇用推進課長** この事業をやる時点で岩手労働局にも相談しましたが、いろいろな件数をお聞きしても当時のデータがないということで、東日本大震災津波のデータをよりどころにしてやったものです。十分かどうかにつきましては、今のところは、これで支援をしていきたいと考えているところでございます。

○**軽石義則委員** 初めての経験ですし、前例がないので、それをどう活用するかは難しい問題だと思います。先ほども質疑で、特別労働相談を岩手労働局で受け付けた件数等について部長から答弁がありましたが、岩手労働局に行く方は、そこに行けば何とかなるとわかる人なのですから、そこにさえ行き着けない方が県内事業者は多いのではないかと思います。これまで岩手労働局の雇用調整助成金の制度を活用しているのは主に製造建設、建設業が多かったので、今回飲食業を初め、サービス業を中心に非常に厳しいというのが現実なのです。

そういう部分を含めると、岩手労働局の数字だけを当てにしているとは思いませんし、商工会議所等各業界団体に一定の調査をした上で想定をしていかないと、雇用者も労働者も経営者も全てフォローできかねると思うのです。県は、いわてで働こう推進協議会という立派な組織をつくってこれまでやっていますので、そういう部分を活用して、市町村と金融機関、関係団体、そこからの情報収集のルートをつくるべきではないかと思うのですが、その点はどうされているのでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 委員がおっしゃるとおり、直接労働局に行くか行かないかが大きな分かれ目になると思います。私どもとしましても、雇用調整助成金につきましては、今は十分できている状態ではありませんけれども、各広域振興局を通じまして、企業訪問の際や就業支援員が各企業に行って採用状況などの定着状況をお伺いする際に、そういう情報について直接話をしながら紹介をしている状況でございます。いわてで働こう推進協議会も活用しながら各事業者の皆さんに十分に情報が伝わり、それが利用できるようなやっていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 雇用調整助成金は、確定して支払った実績が出ないと国から来ないという制度ですので、簡単にいえば、準備して、払わないともらえないという性質を持っています。こういう意味では、先ほど貸付金の議論が前段にありましたけれども、既に満杯に

借りていて、それ以上の貸し付けが受けられない、信用保証協会の保証がされない分野もあります。そういうところに対してはどのようにしていくのかが一つです。せっかく県で上乗せの予算をつけているのですけれども、これは確実に国から事業者には支払えば来る確定値の資金の移動なわけですので、入ってくるのが確定されたものは事前に県で貸して、それが入ったら返してくれというほうが、私は資金運用の面でも経営者にとっては非常に力強い制度になるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 資金貸付金について私から御答弁させていただきます。

今回創設をした新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金は無利子の融資であります、貸付限度額は 3,000 万円であります。4月から取り扱いを開始した新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金は 8,000 万円が限度額になります。それぞれの事業者の規模に応じて、必要な額があるのだと思います。今回の雇用調整助成金で、事業主が一時的に御負担いただくような部分を含めて当面の運転資金をこれら新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金、新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金で調達していただきたいと考えています。金融機関を通じていろいろ柔軟な対応を要請しているところでもありますので、この貸付金の利用促進を図っていくことで対応していきたいと考えています。

○**田中雇用推進課長** 企業の資金繰り支援や雇用維持に向けた動機づけは、雇用調整助成金の支払いを早く受けるということもありますので、休業手当の支払い前に、支給申請が可能となるよう迅速な支給のための改善措置を講じることと、上限額の引き上げにつきまして全国知事会等を通じて要望することとしております。

○**軽石義則委員** 報道等を見ると、6月末までは何とか持ちこたえるけれども、それ以降はもう大変だという事業者が、全国の調査で6割もいます。県内ではもっと前ではないかと、連休が明けたら大変だという声が私のところには届いているのが事実です。働いている皆さんがいなければ次の事業を展開できないというのが実情ですから、ここはしっかりと県の制度も、今回の補正予算には間に合わないにしても、次にまた必要な補正予算を組まなければならないとすれば、事業者から、いい制度をつくってもらったという声が出るものにしてもらいたい。

加えて、この雇用調整助成金の中に今回学校を休校した際に、親が仕事を休んだときも含まれるという制度になっていますけれども、そのことがまだ周知されていないし、対応できていません。岩手労働局の相談内容を見ますと、3月26日現在で保護者の休暇取得支援助成という相談が42件で、4月23日現在で53件にしかならないのです。ということは、その制度を活用していかどうかもわからない。いろいろなところでパートが切られて、収入が絶えてしまって生活が成り立たない。次は生活支援金の貸し付けに行ってくれという話になっているようですけれども、自分たちが支援してもらえる制度が別にもあるということをしつかりPRしていくことが大事ではないかと思うのですが、その辺についてはどのような取り組みをしているのでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 雇用調整助成金制度周知につきましては、岩手労働局と連携しながら

ら取り組んでおりまして、企業訪問、もしくは就業支援員が企業訪問する際に、きちんと情報を伝えていきたいと考えております。保護者の休暇取得支援につきましては、保護者の方はもちろんですが、事業主の方にきちんと伝えていくことが重要と考えております。

○**軽石義則委員** その点は支えにもなるわけですし、働いているほうも安心できます。加えて、週 20 時間未満の労働者についても、今回は適用が拡大になりました。学生のアルバイトは 20 時間未満であっても、対象になると言われております。学生も大変だと国会でも大分議論がされていますけれども、そういう制度の周知がなかなかされていなくて、結局は仕事がないからアルバイトは終わりだとまっていることが多くて、その期間の生活維持、学業を維持することも含めて大変だと思いますけれども、それらの制度は労働局の仕事だといえればそれまでですけれども、それを活用するように連携をとっていくのは、まさにこのいわてで働こう推進協議会であり、経営者団体の方や学校も含めてそういう制度があるというのを県と市町村であわせて周知することが大事だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 委員がおっしゃったとおり、いわてで働こう推進協議会会員一丸となって制度周知、また雇用の維持を図ってまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** やはり資金がしっかりと回らないと、経営者の皆さんはそれすらできないということもありますので、事前に資金を県からも出せる制度を次に向けて、ぜひ検討してつくっていただくという発信があれば、経営者も安心して休業、休暇を含めて働く皆さんに出せると思いますけれども、部長最後をお願いします。

○**戸館商工労働観光部長** 軽石委員の御指摘はごもっともと受けとめておりますし、雇用推進課長が申し上げたとおり、さまざまなことを通じて周知を図ってまいりたいと思います。今回この雇用調整助成金への上乗せ補助というのを、県と市町村が一緒になってやりますという仕組みでありますので、市町村にも動いていただけると思いますし、県も広域振興局を含めて、より現場の近いところで周知を図る機会が一層ふえると思いますので、最大限使いながら事業主に周知してまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** 周知はお願いしたいし、新しい助成金が出る前の貸付制度をつくっていただけるかどうかを含めてお願いします。

○**戸館商工労働観光部長** 先ほど経営支援課総括課長が答弁申し上げましたとおり、今回の新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金はそういった運転資金に活用できますので、最大限活用していただけるように努めてまいります。

○**工藤勝子委員** 雇用調整助成金の補助の関係で関連してお伺いたします。

まず、申請状況が 11 件ということで、非常に少ないのではないかと思いますけれども、この点はどう捉えていますでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 確かに申請件数が 11 件で少なくなっておりますけれども、これまで 142 件の計画届が出ておりまして、そのうち支給して申請したのが 11 件という形ですので、これからふえていくものと考えております。

○工藤勝子委員 この制度がすごく変わっているのですけれども、最初に申請した人が不利ということはないでしょうか。今は10割保証という話が出ていますが、その点はどうなのでしょう。

○田中雇用推進課長 この雇用調整助成金ですが、これまで数回特例措置が拡大されておりました。今では休業要請があった職業には10分の10を支給するという内容になっております。休業要請の関係ないところにつきましては、従前どおり6割までのところを見て、一部を事業主が見る。残りの4割は10分の10見ますという制度が発表されましたが、これはさかのぼって4月8日以降の休業に適用されるということになっておりますので、そこはそごがないようになっております。また、岩手労働局の話では、まず申請がある分については、現状のままで1回給付をした上で、拡大されたところに該当する場合は速やかに追給したいという話でした。

○工藤勝子委員 申請窓口は市町村と思いますが、違いますか。

○田中雇用推進課長 直接岩手労働局で受け付けております。

○工藤勝子委員 遠野市の業者が雇用調整助成金について相談に来たのです。県に電話をかけたのですが、私のかけ方も悪くて、岩手労働局だと言われたのです。しかし岩手労働局には携帯電話からはつながらないようになっていたのです、たしか。多分フリーダイヤルだから、固定電話からかけないとつながらないなど、労働委員会から電話番号を教えられてかけたのですが、あなたの番号ではつながりませんと言われたのです。そのときに確認したのは、申請は市町村で行うという話だったのですが、もう一度確認しますけれども、これは違うのですね。

○田中雇用推進課長 雇用調整助成金につきましては、国の支援制度ですので、岩手労働局が窓口になります。岩手労働局につきましては、助成金相談コーナーを設けております。盛岡市のマリオスにありますが、電話を2本引いて対応しているところがございます。これは携帯電話からも多分つながるかと思えます。

ただ、今県で支援しようとしている仕組みは、市町村に申請をして、市町村から給付を受けるというものです。市町村が払ったものに対して、県が市町村に対して補助をするものですので、事業主の方については、労働局と市町村の2カ所に申請することになります。

○工藤勝子委員 関連ですから終わりますが、非常に書類が煩雑だということです。お金をいただくわけですので、それはわかる気がするのですけれども、非常に書類の提出が多くて、簡単にいえば面倒だということです。もっと簡潔にできないかという話があったわけでありまして、商工会も大きく合併して人員削減していることもあって、指導ができる方々も非常に少ないようです。それに対して相談件数が多いということで、対応しかねているということもあるのです。きのうの新聞にはオンラインで申請できる制度ができると書いているのですけれども、県ではこの申請書類を確認していますか。皆さんが見たら、優秀だから簡単にできるというかもしれませんが、簡潔にできるものなのでしょうか。

○田中雇用推進課長 申請書類については、国からガイドブック等をダウンロードして確認しております。国では、煩雑、面倒があるという御意見を受けまして、記載事項につきましてはこれまでの約半分にしております。それから、添付書類なども今までは改めてつくるものを既存資料でいいという簡素化を図ってまいりました。また、これによりまして申請から支給まで、これまで2カ月程度かかっていたものを1カ月程度にするということ、国でも早期支給ということ動いているところです。

○工藤勝子委員 私は申請書を確認していないのでよくわからないのですが、そういう声が出ていることを受けて、マニュアルでガイドラインがあると思いますけれども、いろいろな中小企業の人たちが休んでいる状況ですので、何か相談あったときはしっかりと相談を、うちは窓口ではないですと振ってしまうのではなくて、しっかりと聞いてあげることが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木朋和委員 まず、補正予算を組んでいくに当たって、国のメニューも見えてきていますが、商工労働観光部には、国の制度も踏まえつつ、県内の事業者の状況をしっかりと把握して、県の事業で漏れているところや足りないところに手を延べていただきたいという思いがあるわけでありましてけれども、商工労働観光部は県内の事業者の状況をどのように把握しているのでしょうか。

県は、新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査を行っているということでありましたが、持続化給付金の対象となる売り上げが50%減少した事業者はどのくらいかをお聞きしたら、把握していないということでした。また、県内の自主的に休業している店舗はどのくらいかと資料を請求したら、把握をしていないということでありました。

また、先ほどの本会議において、斉藤信議員の質疑に対して、今までの融資額がそれぞれのくらいあるのかについては出てきたわけですが、県内の事業者が今まで、これからも含めてどのくらいの資金を欲しているのかはわからないと。スムーズに貸されているのかどうかも我々はわかりません。

また、雇用調整助成金の補正予算を立てていますが、この算出根拠も岩手労働局からの情報だと。影響調査を行っているのであれば、各事業所が雇用保険に入っているかが一つの要件でありますから、実態の数はわかるのではないかと考えておりますが、その答弁もありませんでした。県はこの事業者の影響調査をどのような項目でやっているのか、まずお知らせいただきたいと思っております。

○関口経営支援課総括課長 県では商工会、商工会議所を通じて、会員事業所に対して影響調査を実施しております。直近では3月31日時点で調査を実施しました。どういう調査をしているのかにつきましては、経営への影響と具体的にどういう影響が出ているか、売り上げの前年同月比での減少割合、今後どうなるか、現在行っている対策、政策の要望などについてアンケート調査をしているところでございます。

委員からお話いただきました売り上げが50%減少した事業者については、前年同月比の売り上げについて計上をしているのですが、20%刻みで調査をしているものですから、

50%減少した事業者とお答えするのは正確な数字としてお答えしづらかったものです。前年同月比の売り上げについては、3月時点で、ゼロから20%減少した事業者が45%、次いで21%から40%減少した事業者が27%、41%以上減少した事業者が25%となっております。なので、50%以上減少した事業者は、25%程度といえますか、正確な数字で示せるものがなかったということで御理解賜ればと思っています。

○佐々木朋和委員 雇用調整助成金などのアンケートはないということですか。

○田中雇用推進課長 個別の事業者宛てにアンケートはとっておりません。

○佐々木朋和委員 政策のメニューをつくっていくに当たっては、つくるためのアンケートが県には求められると思うのです。20%ずつ調査をしているのに、これはなぜ50%としたのですか。また1店舗あたり10万円としたこの根拠は何ですか。

○関口経営支援課総括課長 家賃補助の売り上げ要件、減収要件で50%未満の事業者を対象外としたことについてですが、まず参考にしたのは国の持続化給付金の売り上げ要件が50%以上の減少となっているものです。どこでラインを引くのかということは、いろいろ検討はあると思っています。ただ、事業者が売り上げの減少を説明することや提出する書類については持続化給付金の申請をされる方が一番多いと思いますので、そこでつくった資料をそのまま家賃の補助にも適用していただくとスムーズにできるという考えもございまして、このような要件設定をしたところであります。

10万円とした根拠については、対象業種の平均約20万円の半分と考えております。従業員5名規模の事業者の平均、株式会社TKCの資料では、小売業17万3,000円、飲食業18万1,000円、サービス業16万9,000円となっております。加えて、日本政策金融公庫の融資先調査で1カ月の家賃の中央値が約20万円というデータもございまして、そういうところを参考にその半分以上を限度額とさせていただいております。

○佐々木朋和委員 持続化給付金に合わせて売り上げが50%以上減少ということでありませう。一方でアンケート調査によると売り上げが50%以上下がったのは、全体の20%ぐらいだということですので、それ以外のところには手を出さなくていいのかということもあります。例えば5%下がったときに使える雇用調整助成金が使えているかどうかも見ながら、各事業者がどのメニューを使っているかをしっかり見ながらやらないと公平性にも欠けるし、あるいは見落としが出てしまうのではないかと思います。

休業要請を出したバーやスナックについても、多くの事業者が雇用調整助成金を使える状況にはないという声を聞いております。そして、また家賃補助については、持ち店舗率と賃貸の率も出ていて、県内では53.7%が賃貸、持ち店舗が46.2%、とある意味拮抗している中であって、同じく休業をしている。それで、持ち店舗で休業しているところは、協力金の10万円は出るわけでありませうけれども、家賃は出ない、雇用調整助成金も使えない。それぞれのところでそういった不公平感は出てくるのだらうと思います。経営支援課総括課長はどこで線引きをするのか難しいと言いましたが、そこが難しいからこそ、しっかりと調査に基づいた補正予算をつくっていくという姿勢を見せていただかなければいけ

ないと思いますけれども、部長はどのようにお考えですか。

○戸館商工労働観光部長 行政側としてはそのとおりで思っておりまして、影響調査につきましても、これはもう日々刻々と動いている中で、事業所の御協力がいただける中で、把握するにはどのようなスパンでやればいいのかということで、1カ月に1回、影響調査をすることにしています。それに基づいてさまざまな施策を検討していきたいと考えているところであります。

休業協力金と、家賃補助についてですけれども、趣旨がそれぞれありまして、協力金はあくまで協力金でありますので、こちらから権利を制限する効果を持つ働きかけをした方に対して、それに応じてもらえるように、実効性を高めるために1回渡し切りとして10万円と措置したものであります。受ける側がその経営の支援に使えるということがあるかもしれないけれども、協力金をお支払いする側としては、あくまで協力に応じていただいたことに対する給付という考え方であります。

家賃補助については経営支援課総括課長が説明申し上げたとおりで、固定費の中に占める人件費と家賃の割合というのは、経営する方にとっては毎月のかかなり大きな出費になっていくわけですので、一方では雇用調整助成金の上乗せをして、できるだけ事業所の自己負担が出ないようにする。それから、家賃についても2分の1ということでもありますけれども、そこも支援していきたいということで、市町村といろいろ協議をしながら、県も市町村も最低限のところはここで足並みをそろえましょうということで制度設計をしたという現状でございます。

今後新型コロナウイルス感染症の関係は、緊急事態宣言の延長の話も出ていますので、時々刻々動いていくと思いますから、その辺の影響は委員の御指摘を踏まえてしっかりと把握をしながら考えてまいります。

○佐々木朋和委員 新型コロナウイルス感染症の感染者が本県では出ていないわけでありましてけれども、経済的影響は同等程度にあると思っております。今協力金はあくまでも経営支援のためではないという話でしたが、岩手県は10万円ですけれども、同じ東北でも30万円という形で出しているところもあります。この協力金の額を決めた根拠というのは何なのですか。

○関口経営支援課総括課長 協力金10万円については、本県で初めて休業の協力要請を行うに当たり、先ほど部長が答弁しましたけれども、その実効性を高めるため協力金を支給しようとしたものであります。また、テナントを借りている事業者に対して、県と市町村が連携して家賃補助を実施することとしております。協力金に加え、テナントへの家賃補助を行うことにより10万円と30万円、合わせて40万円で支援をしていきたいという考えであります。

○佐々木朋和委員 今合わせれば40万円だという話がありましたけれども、岩手県飲食業生活衛生同業組合の組合会員の335店舗のうち賃貸が53.7%、持ち店舗が46.2%でありますから、そこを協力金の中に入れるという答弁は、おかしいのではないですか。

○**関口経営支援課総括課長** 確かに飲食店は今厳しい状況にあることは重々認識しております。

繰り返しの答弁で大変恐縮でございますが、今回の休業協力要請の実効性を高めるために、まずは10万円を協力金として支給することとしたものであります。確かに家賃の補助を受けられない事業者に対しては、国の持続化給付金の利用促進を図っていただくとともに、飲食店は固定費等かかると思っていますので、今回創設をしました新たな新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金で、無利子あるいは保証料の補給というところで支援をしたいと考えているところです。

○**佐々木朋和委員** これ以上聞いても出てこないのだろうと思いますけれども、先ほど部長がおっしゃいましたけれども、全国知事会で緊急事態宣言の延長を達増知事も賛成をして宣言を出しているならば、やはり経済を支えるところも同じくやっていくというメッセージも同時に出不ければいけないと思いますので、その点をよろしくお願いします。休業の実効性を高めるために10万円出すということですが、今後また延びていく中であっては、さらに上乘せを考えていかなければいけないと思いますし、自粛休業をして協力してくださっているところを、県としては把握した上でやらないと、自粛しているところが、ではうちはやっているのですねとやり出したときに、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止策について、また方向が違ってくるといことになりますから、そこは保健福祉部と一緒にしっかりと詰めていただきたいと思います。

次に、雇用調整助成金についてですが、先ほど来、県で上乘せという話がありますけれども、この8,330円の上限をそのままにした上で上乘せしたとして、一体どのくらいの効果があると認識をされているのか。また、国でプラスをやるという部分と、今回県が出している上乘せというのは、全く別物と考えていいのか、考え方を示していただきたいと思います。

○**田中雇用推進課長** まず、雇用調整助成金の上乘せをすることによってどのような効果があるかについてですが、多くの中小規模事業者の方が雇用を維持していくために、自己負担なしで使えるということですので、非常に効果は大きいと考えております。国が全額助成するところと、一部事業主の負担が出るところは、休業要請に応じて休業をしたかの違いになります。

○**佐々木朋和委員** 上乘せしたとしても8,330円で足切りをされてしまうと、結局は6割以上の部分はもらえないという企業が多くいると思うのですが、その点を岩手県の企業に当てはめたときに、どれほどの効果があるかをお聞きしたいのですが、その点については試算されていますか。

○**小原定住推進・雇用労働室長** 雇用調整助成金については、雇用保険の基本手当の日額、雇用の上限が8,330円ということで、4月25日にさらなる制度の拡充が示されましたが、8,330円が上限というところは崩されないようです。県の中小企業の給与水準がどの程度なのかという資料は持ち合わせていないので、今回の国のさらなる拡充措置が出て、その効

果額が幾らなのかというのは把握していないのですが、勤務手当は国で出してもらえということ。国とすれば60%は出さなければならないということですが、60%ではなく高い率で出してほしいということについて、事業者の方に制度のPRをしてお願いしてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 県で予算化している部分と、今回国が考えている部分というのは同じということではないのですか。

○田中雇用推進課長 県としても国の例に倣って、そこで上限を考えております。

○佐々木朋和委員 であれば、やはり県としてどのぐらいの支出を見込んでいるのか、どのぐらい使っていただけるのかということとはしっかりと出していきたいと思っております。

最後に観光宿泊施設緊急対策事業費について伺いたいと思っております。先ほどのお話で、未来のチケットを応援という意味で印刷すると、それに10万円補助という話がありました。しかしながら、よくよく考えると、例えば半年後の宿泊、1年後の宿泊、1万円の単価のものを1万円で売って売れるのでしょうか。そこは1万円の券を8,000円に出しますと、施設としてはそうせざるを得ないのではないのでしょうか。その差額の2,000円というのは、結局は高い利子で融資をいただくのと同じになってしまいませんか。そういった意味で、印刷費だけに使えるというのはいかがなものかと思っております。宿泊についてはインターネットでの募集も多いわけですから、そういった特典にも10万円使えとなれば、前回のいわてふっこう割事業費のような形も使えると思うのですが、その辺の制度設計はどのように考えていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 前売り券につきましては、先ほど申し上げた印刷の部分ということで、割引については今回対象にはしていないところでございます。

実はこの前売りについては、いわてふっこう割事業費のような割引分を入れてはどうかといろいろ考えていたのですが、本格的に宿泊が動くとなったとき、観光庁も緊急経済対策の中でもやれる対策がございまして、Go To キャンペーンという格好で割引などいろいろなクーポン券発行等が出てくるのですが、そういったところを活用しながら、使えればと思っております。当面は資金の確保に重点を置きまして、割引については、宿によって、特典の出し方などいろいろ出てくると思うのですが、県では、環境を整えて、幾らかでも売れる状況をつくるということで、今回の提案の内容になっているところでございます。

○佐々木朋和委員 もう一つ、例えば一関市民が一関市の宿に泊まったときに助成をするという話ですが、普通に考えて、自分のまちで、自分の家があるところに泊まるでしょうか。新型コロナウイルス感染症がおさまってからというのであれば、せめて県内や広域振興局ごとという規模の距離が近くて安くて手軽なところで泊まれるぐらいにしないと、市町村内に泊まるチケットを売り出したとして、需要があるのかと思うのですが、こういった部分について検討や意見はなかったのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 前売り券につきましては地元限定しているというこ

とではなくて、地元の市町村以外の県内、それから県外を含めた方に販売することも想定しております。後段の、地元と一緒に支援する、2分の1補助については地元住民を対象にしておりますけれども、緊急事態宣言で、都道府県を越えた移動は自粛という中でも、ある程度地域内で動けるような状況であれば、まず地域内だけでも何とか地元経済を活性化していきたいというところがあります。市町村単位で何とか経済活動を回す手法として、宿には今はお客様が入ってこない状況でありますので、市町村と一緒に取り組みを進めていきたいということで、2本立てでこの事業は考えているものでございます。

○佐々木朋和委員 後段について、私も指摘をさせていただきました。地域内の経済を回すということは、これは例えばデリバリーやテイクアウトであれば地域内ということはあると思いますけれども、宿泊を町村内で回すというのはいかにも窮屈ではないかなと思います。少し未来になっても、2億円をかけてやるのでしょうか。もう少しニーズのある形でやらないと、せっかく計上したのが使われなくなれば大変だと思いますので、ぜひとも検討いただきたいと思います。

最後に部長にお伺いします。全般の質疑を通して、皆さんも少ない予算の中で工夫をしながらやっていただいていると十分感じました。一方で、資金が足りなくて中途半端になってしまっているものがありはしないかという問題意識を持ったところでもあります。来年は、東北デスティネーションキャンペーンがある、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会があるという前に、商工事業者が倒れてしまつては元も子もないと思います。さまざまな商工労働観光部の事業予算をこれから組みかえても、今を生き残るための十分な予算措置をするべきと考えますが、所見を伺って終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 委員からは、現状のデータ把握が足りないという御指摘を頂戴いたしましたので、改善を図っていきたくと思っています。

国の施策も今をどう乗り越えるかという政策と、V字回復の話も出てきているわけでありましてけれども、今般御提案申し上げているのは、まさに今を生き抜くための事業ということで、緊急のものをお願いしているところでございます。

地元の市町村に宿泊という例でお話ございましたけれども、買うなら岩手のもの運動も思想は一緒でありまして、地元のを地元で消費をして、この苦境の中で何とか地元でお金を回していこうというわけです。実施時期は、緊急事態宣言が出ている中では直ちにというわけにはいきませんが、V字回復に行く前に今岩手県は感染未確認地域でありますので、地元の市町村の中であればそういう動きをしてもいいタイミングが出てくる可能性があるのではないかという思いでございます。6月定例会となりますと7月以降にしか動けないこととなりますので、直ちに動ける予算が必要だということで御提案を申し上げているものでございます。フェーズが刻々と動いていくと思いますので、その中で打てる手を最大限打って、今をしっかりと生き残るとというのが最大限大事なことと思っておりますので、精いっぱいやってまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 刻一刻と状況が変わっていますから、今計上いただいた事業内容とし

ては市町村ごとであるとか、もう決まっているかもしれませんが、その時期、時期において、県内の消費であればいいだろう、広域振興局内であればいいだろうと状況に応じて柔軟に使っていただきたいということを申し添えて終わりたいと思います。

○菅野ひろのり委員 まずは、岩手県の感染者がゼロという中で、知事からも県境をまたぐ他県との往来自粛という観点でさまざまな施策が講じられているわけですが、道路で県外から来ますと、道の駅にとまることが多いと思います。また、県外ナンバープレートも見られるという御指摘を住民の方からいただきます。これは県土整備部所管かもしれませんが、道の駅の休業要請、その対象施設、県あるいは市町村等あると思いますが、どのようになっているか、実態を把握されていますでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 道の駅に関する休業の協力要請であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力の要請を行う施設は、第24条第9項によって要請を行うのですが、その他の施設ということで、原則休業をお願いしています。ただし、トイレは公共施設という部分がありますので除くと。道の駅にもいろいろな形態があると思います。観光客や県外客を中心としている道の駅もありますし、地域住民の方々の生活必需品や食料品を販売している道の駅もございます。生活必需品を販売している商業施設については、休業要請の対象外になっているものもあります。管理者あるいは地元の市町村と連携して、地域住民にとって不可欠なところは閉められませんので、県外からの来客が高いところに休業を考えていただくという対応としております。保健福祉部からはそのように聞いています。

○菅野ひろのり委員 道の駅は農業協同組合がやっている場合があったり、さまざまな形態があるので、一律というのは非常に難しいと思う一方で、運営主体が市町村、あるいは委託しているケースがたくさんある中で、実態をしっかりと把握して、休業要請を含めてしていくと。さらに、休業に対しては補償も考えていかなければいけないと思います。特に市町村や行政がやっているところも多くあるわけですから、市がやっているところに関しては協力要請をしていく必要があると思いますが、今休業しているところに対して、県の指定になっていないので、補償対象に入らないと思いますが、ここら辺の検討等はあったのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業協力要請の対象施設ということで、道の駅が入っていますと明確な整理はしておりません。なので、休業協力要請施設に限定した形で、そこで休業したところが協力金の対象となりますので、対象とならないと思っています。

○菅野ひろのり委員 市町村も県も、キャンプ場といったところも休止になっているわけです。その中でドライバーが県境をまたいで来られた場合に休憩する場所はトイレがあること、無料で駐車できることになってくると、道の駅はかなりの確率でその対象になってくると思います。そういった施設をあらかじめ特定して、駐車場をどうするのか、トイレをどうするのか、コンビニエンスストアもトイレを使わせなくなってきました。北上市の

展勝地も園内と駐車場を閉鎖するというので、一律しっかりと整備されていなければ、開いているところを見つけて移動してしまう可能性が非常に高いと思いますので、ぜひどうするか検討いただいて、要請いただきたいと思います。

あわせて県境をまたぐということであると、JRは駅で検温をすることをゴールデンウィーク中に始めるそうなのですが、今回の補正予算の中に岩手産業文化センター管理運営費でサーモグラフィカメラを配備しようとしています。前回の委員会では、いわて花巻空港に必要ではないかという議論がありましたが、計上されていません。今回岩手産業文化センターになぜ設置するのか、あわせていわて花巻空港には設置されないのか、その点をお伺いします。

○**竹花地域産業課長** 岩手産業文化センターのサーモグラフィカメラや体温計等の設置についてですが、こちらは不特定多数のお客様がイベント等で入場するため設置をするということと考えております。赤外線サーモグラフィカメラは入り口に設置しまして、熱のある方は事前に退場していただくといった措置をとれるような対応をしていきます。

非接触型体温計は、会議室の利用の皆様を使うということなので配備をするものであります。これは、文部科学省の事業がございまして、同様の県の関係施設はこの事業を使って導入するというので、今回岩手産業文化センターにも導入することにしております。

○**似内企画課長** いわて花巻空港につきましては、他部局で補正予算の内容について検討したということですが、商工労働観光部に詳細な話はありませんので、ここでは回答は御容赦いただければと思います。

○**菅野ひろのり委員** 先ほど、ほかの施設にもということでしたが、検温設備は県内のどういったところに設置されるのでしょうか。

○**竹花地域産業課長** 県の関係施設の中でも、今回文化庁の予算を使ってやるということなので、文化的な施設ということで、岩手県民会館などの文化関係施設が中心になると聞いています。全てについては、承知しておりませんが、そういった系統の施設で整備されます。

○**菅野ひろのり委員** 冒頭お伝えしましたが、県境をまたぐ移動をどうやって自粛していくのか、そこをクローズアップして、各部局でしっかりと対応をお願いしたいと思います。

最後に、県産布製マスク供給事業費についてお伺いします。国会でも、国が手配していただいたものが1回対象になったというような状況がありますが、今回の供給事業は県だと何社ぐらい、どの程度の数量、どういったところに配布されるのか、その点をお伺いします。

○**竹花地域産業課長** 現在布製マスクの製造を専門的にやっているところはございませんので、新たに製造していただくということで、現在一般社団法人北いわてアパレル産業振興会、これは現在企業16社が加盟しておりますけれども、そちらと相談をしながら進めていきます。枚数については3万枚を予定しております。配布先につきましては、医療関係、福祉関係、学校関係等々、需要調査をしておりまして、需要はたくさんあるのですけれど

も、緊急度の高いところから配布するというので、今後決定してまいりたいと思っています。

○菅野ひろのり委員 商工分野でありますから、産業振興という点では、岩手県の強みを生かした対応ですばらしいと思ったのですが、一方で感染症の拡大防止という観点からすると、福井県ですと、県の予算 3,700 万円で 60 万箱の購入のあっせん事業を民間業者と組んで行っています。そういうことを考えると感染防止に対しては、今はどこのドラッグストアでもマスクが手に入らない状況ですから、福井県の取り組みのようなことをまずやるべきというか、検討されるべきだったのではないかと個人的には思っていますが、その検討状況も踏まえて、どのように考えたのか伺います。

○竹花地域産業課長 マスクの供給につきましては、これは全庁的に、例えば厚生労働省の関係を含めて供給をするなど、全て国と県で連携して供給することになっています。医療関係、福祉関係、学校関係全て。今回については、特にその中でも緊急性を要するところ、例えば大学生や専門学生にはマスクが配布されないという事情がございましたので、そういったところを含めて早急に対応しようということでもあります。残りにつきましては、国でもマスクの直接供給や補助金という形で供給をしていくと伺っていますので、お任せしたという経緯でございます。

○菅野ひろのり委員 先ほど医療関係とおっしゃっていましたが、医療関係だと布製マスクでいいのかと疑問が当然生まれるわけですが、これから配布先は検討すると思いますが、ぜひその点を考慮していただいて、必要な方に、あるいは医療関係ですと医療政策室等と連携しながら N95 マスクやサージカルマスク等が必要になると思いますので、そういった手配をしつつ、岩手県の強みを生かしたアパレル産業の活用という観点で進めていただきたいと思います。

最後に、これはいつぐらいからの配布か、今後のスケジュールをお伺いして終わりたいと思います。

○竹花地域産業課長 配布時期につきましては、大学や専門学校が 5 月 7 日から再開するということですので、早期に配布するため 5 月中の配布を目指していきたいと思っています。生産体制によっては多少おくれが生じることもあるかもしれませんが、基本的には 5 月中の配布を目指して頑張っていきたいと思っています。

○工藤勝子委員 感染拡大防止協力金支給事業費ですが、1 億円の補正予算でありますけれども、例えば 10 万円ずつ出しても、1,000 社となりますが、第一にこれで間に合いますか。かなりの業者が協力しているはずですが。その一つに、遠野市の道の駅は 4 月 27 日から全面的に閉めています。あそこの道の駅 1 カ所でも事業者が 7 社から 8 社入っているのです。そうすると、みんなに出すのだったら 80 万円ということになるのですけれども、多分そうはならないと思っていますが、例えば何日以上協力して仕事を休んだというようなことはありますか。

○関口経営支援課総括課長 休業要請期間に全面的に協力をしていただいた、休業要請の

協力を受けた事業者に対し協力金を支払うこととなります。ですので、何日以上ということではなく、休業要請期間が4月25日から5月6日までになっていますから、その期間に休業したところとなります。

○**工藤勝子委員** 具体的に道の駅は、4月27日から連休中の5月6日まで休業しているのです。でも、国が緊急事態宣言を延長するという話があります。遠野市は今一番桜が咲いている時期であります。1年間の中でも一番の書き入れどきです。農家の人たちは非常に苦慮しており、野菜をつくっている人は野菜が伸びてしまいますし、大変な様子になっています。普通の直売所は時間短縮して開いているのです。そうすると同じ市民の中でも不公平感が出ています。なぜあそこは閉めないで、うちの直売所だけは閉めなければいけないのだと。道の駅という一つの大きな施設が自粛要請によって休んでいるという話をしていられるのですけれども、申請したらもらえるという条件になるのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 今回の協力金については、休業要請した期間、休業の協力要請を県がした施設について協力金を支払うことになっておりますので、遠野市の道の駅は対象にならないとなっています。

○**工藤勝子委員** 部長にお聞きします。1億円と、1,000社分の予算ですが、これが大幅にオーバーした場合は、さらに補正予算を組むということも考えられるのでしょうか。

○**戸館商工労働観光部長** 休業要請を文書で出しているのですけれども、協力要請をした施設が県内全域で約1,000店舗という状況であります。その内訳を御紹介申し上げますと、接待飲食等営業店が600店舗余、そして運動施設・遊技場が300店舗程度、そして映画館等が60店舗ぐらいということです。あとは大型のショッピング施設ということになります。いずれもその施設を管理する方に協力金をお支払いするということになっていますので、予算の不足は生じないと思っております。道の駅に関しましては、管理者に御判断をいただいて、閉めていただいているものでございます。

○**工藤勝子委員** そうすれば結局休業要請があった施設となるわけですか。自主的に協力したのは対象外ということでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 今回の協力金の支給対象となる施設については、県の対処方針あるいは新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいて、県が休業の協力を要請した施設を対象にするものであります。先ほど部長から御答弁申し上げましたとおり、そういった施設に休業要請期間に入る前に御連絡を差し上げております。それ以外の分については協力金の対象外となりますし、自主的に自粛をしている施設店舗についても、協力金の対象とするという考えはございません。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。